

# 兵庫県公報

平成23年3月29日 火曜日 第5号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 兵庫県農業振興地域整備基本方針の変更（総合農政課）	1
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	1
○ 平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部改正（同）	2
<b>県議会訓令</b>	
○ 兵庫県議会事務局職員の日額旅費に関する規程を廃止する訓令	2
<b>監査委員訓令</b>	
○ 兵庫県監査委員事務局職員の日額旅費に関する規程を廃止する訓令	2
<b>人事委員会規則</b>	
○ 職員等の旅費に関する規則及び市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	3
<b>人事委員会訓令</b>	
○ 兵庫県人事委員会事務局職員の日額旅費に関する規程を廃止する訓令	5

## 公布された法令のあらまし

- 職員等の旅費に関する規則及び市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）  
職員等の旅費に関する条例の改正等に伴い、職員等の旅費に関する規則及び市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する規則で定めることとされている事項等について、所要の改正を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第396号の2

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により、兵庫県農業振興地域整備基本方針を変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定に基づき公表する。

なお、その詳細は、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び各県民局農林（水産）振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県告示第396号の3

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 中「工業技術センター」を「工業技術センター  
ものづくり大学校」に、  
「神戸高等技術専門学院  
姫路高等技術専門学院」を「神戸高等技術専門学院」に改める。

2 中「龍野高等学校」を「龍野高等学校」に、  
「豊岡聴覚特別支援学校  
淡路聴覚特別支援学校」を「豊岡聴覚特別支援学校」

に、「淡路特別支援学校」を「あわじ特別支援学校」に改める。



**兵庫県告示第396号の4**

平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中播磨県民局出納員の款再委任を受けた分任出納員又は経理員の欄中  
「姫路生活科学センター分任出納員」を「中播磨健康福祉事務所分任出納員」に改める。  
中播磨健康福祉事務所分任出納員

表西播磨県民局出納員の款再委任を受けた分任出納員又は経理員の欄中  
「西播磨文化会館分任出納員」を「龍野健康福祉事務所分任出納員」に改める。  
龍野健康福祉事務所分任出納員

表但馬県民局出納員の款再委任を受けた分任出納員又は経理員の欄中  
「但馬文教府分任出納員」を「新温泉健康福祉事務所分任出納員」に改める。  
新温泉健康福祉事務所分任出納員

表淡路県民局出納員の款を削る。  
表大学出納員の款神戸学園都市キャンパス事務部分任出納員の項を削り、同款明石キャンパス事務部分任出納員の項の次に次のように加える。

<p>神戸ポートアイランド キャンパス事務部分任 出納員</p>	<p>神戸ポートアイランドキャンパス事務部における次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 神戸ポートアイランドキャンパス事務部長及び業務課長専決事項に係る支出負担行為について事前協議を受けること。</li> <li>(2) 神戸ポートアイランドキャンパス事務部長及び業務課長専決事項に係る支出負担行為の確認をすること。</li> <li>(3) 現金の収納及び保管をすること。</li> <li>(4) 物品の出納及び保管をすること。</li> <li>(5) 現金及び物品の記録管理をすること。</li> </ol>
--	--

**県 議 会 訓 令**

**兵庫県議会訓令第1号**

議会事務局

兵庫県議会事務局職員の日額旅費に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

兵庫県議会議長 山 本 敏 信

**兵庫県議会事務局職員の日額旅費に関する規程を廃止する訓令**

兵庫県議会事務局職員の日額旅費に関する規程（平成11年兵庫県議会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

**監 査 委 員 訓 令**

**兵庫県監査委員訓令第1号**

事務局

兵庫県監査委員事務局職員の日額旅費に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年 3月29日

兵庫県代表監査委員 北 林 泰

**兵庫県監査委員事務局職員の日額旅費に関する規程を廃止する訓令**

兵庫県監査委員事務局職員の日額旅費に関する規程（平成11年兵庫県監査委員訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

**人 事 委 員 会 規 則**

職員等の旅費に関する規則及び市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

**兵庫県人事委員会規則第3号****職員等の旅費に関する規則及び市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則**

（職員等の旅費に関する規則の一部改正）

第1条 職員等の旅費に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に、拗音に用いられている「よ」を「ょ」に改める。

第4条を次のように改める。

## 第4条 削除

第5条第1項第2号中「海上保安庁」を「船舶運航事業者」に改め、「距離表に掲げる」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 陸路 旅客自動車運送事業者等の調べに係る路程又は国土交通省国土地理院が調製した地図に基づく電磁的方式により記録された地図を用いて、2点間の距離を経路に沿って測定する方法その他信頼するに足る方法により計測した路程

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を計算することができる。

第5条第3項を削り、同条第4項中「第1項第3号」を「前項」に、「出発箇所」を「出発箇所」に、「目的箇所」を「目的箇所」に、「起点とする」を「起点とすることができる」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「前6項」を「前5項」に改め、同項を同条第6項とする。

第7条第1項第1号中「第2号及び第3号」を「次号」に改め、同項第3号を削る。

第10条中「の甲地」の右に「及び人事委員会が別に定める地域」を加える。

第12条中「ロス・アンジェルス」を「ロサンゼルス」に、「ニュー・ヨーク」を「ニューヨーク」に、「サン・フランシスコ」を「サンフランシスコ」に、「ジュネーヴ」を「ジュネーブ」に、「アブ・ダビ」を「アブダビ」に、「ジェッダ」を「ジッダ」に、「クウェイト」を「クウェート」に、「リアド」を「リヤド」に改める。

第13条第2号中「キルギスタン」を「キルギス」に、「モルドヴァ」を「モルドバ」に、「大ブリテン」を「英国」に、「サイプラス」を「キプロス」に改め、同条第3号中「クウェイト」を「クウェート」に、「ジョルダン」を「ヨルダン」に改め、同条第4号中「キルギスタン」を「キルギス」に、「モルドヴァ」を「モルドバ」に改め、「インドネシア」の右に「、東ティモール」を加え、同条第6号中「ニュー・ジージーランド」を「ニュージーランド」に改め、同条第7号中「セイシェル諸島」を「セーシェル諸島」に改める。

第14条中「キルギスタン」を「キルギス」に改め、「クロアチア」の右に「、コソボ」を加え、「スロヴァキア」を「スロバキア」に、「スロヴェニア」を「スロベニア、セルビア」に、「チェッコ」を「チェコ」に改め、「ポーランド」の右に「、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を加え、「モルドヴァ」を「モルドバ」に、「ユーゴスラヴィア」を「モンテネグロ」に、「ラトヴィア」を「ラトビ

ア」に改める。

第15条中「マレイシア」を「マレーシア」に改め、「大韓民国」の右に「、東ティモール」を加える。  
別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

旅 行 命 令 簿

所 属	職 名						氏 名				
	職務の 級						年 級	月	日		
発令 月日	旅行命令 権者印	長印	長印	長印	用務	用務先	旅 行 期 間			旅行者 印	備考
							月 日 から	日	日間		
							月 日 から	日	日間		
							月 日 から	日	日間		

(注) 旅行命令の変更の場合には、朱書すること。

別表第4を次のように改める。

別表第4 削除

別表第5を次のように改める。

別表第5 削除

別表第7を次のように改める。

別表第7（第7条関係）

旅 費 概 算 請 求 書 (甲)

1 月日	2 出 発 地	3 到 着 地	4 宿 泊 地	5 鉄 道 賃				6 船 賃				7 車 賃		8 旅行諸費		9 宿泊料		10 其 他の旅 費額		
				路程	運賃	特別車 両料金	急行 料金	計	路程	運賃	特別船 室料金	計	定額	実費	日数	定額	夜数		定額	
.				km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	km	円	日	円	夜	円	円
.																				
.																				
.																				
合 計												km								
11 請求者 職種 { 行政職・研究職・医師歯科 医師職・看護職・警察職・ 教育職(大・高・中小)・技能 労務職 級(号) 円 氏名 ㊟				備考 12 出張用務及び用務地																
13 精算額				14 概算額				15 追給額				16 返納額								
円				円				円				円				円				

注 旅費の種類及び額その他旅費計算に必要な事項の記入欄がない場合には、備考欄に記入すること。

別表第8中「軒」を「km」に改める。

別表第9を次のように改める。

別表第9 削除

別表第10を次のように改める。

別表第10 削除

(市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する規則の一部改正)

第 2 条 市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「兵庫県教育委員会」を「市町教育委員会（組合教育委員会を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第1条中職員等の旅費に関する規則第12条、第13条、第14条及び第15条の改正規定は公布の日から、第2条は同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の職員等の旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する規則の規定は、平成23年4月1日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

4 改正後の規則別表第1、別表第7及び別表第8の規定にかかわらず、旅行命令簿及び旅費請求書の様式については、当分の間、改正前の様式によることができる。

## 人 事 委 員 会 訓 令

### 兵庫県人事委員会訓令第1号

兵庫県人事委員会事務局職員の日額旅費に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年 3月29日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

### 兵庫県人事委員会事務局職員の日額旅費に関する規程を廃止する訓令

兵庫県人事委員会事務局職員の日額旅費に関する規程（平成11年兵庫県人事委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。